

添削サービスをご利用にあたっての注意事項

※必ずご確認くださいご承知のうえにご利用ください※

- 当添削サービスは、事業者様が作成した事業計画書について、過去に弊社申請サポートによって採択された事業計画書から集約したノウハウに基づき、申請内容に対するご提案・アドバイス等を行うものであり、採択結果を保証するものではありません。
- 当添削サービスは、事業者様が作成した事業計画書の内容にご提案・アドバイスを行うものであり、事業計画書に直接、加筆・修正を加えるものではありません。
- 申請要件に合致する事業であるか等、個別のお問合せについてはサービス内容に含まれておりません。個別のお問合せは、予め各補助金事務局までお願いいたします。
- 当添削サービスでは、事業計画書の内容についてのみ添削を行います。企業基本情報、決算書数値等の正誤確認及び日本標準産業分類コードの正誤確認等、事業計画書に記載の計画内容に直接関与しない事項の添削については対応しておりません。
- 事業計画数値の正誤・整合性確認、補助対象経費の可否判断、補助金算出の正誤判定については対応しておりません。
- 事業者様が記載されている事実自体について、その真実性、正確性又は完全性について、弊社は、調査、検証、保証の責任は負いません。
- 専門的な表現で理解し難い記載内容について、それを調査し、記載内容に相違がないか等を確認する作業は行いません。事業者様の属する業界における専門的内容についてのご提案・アドバイスは致しかねます。
- 誤字、脱字及び「て、に、を、は」等の文字校正については対応しておりません。
- 補助金の事業概要から大幅に離れており公募要領に沿った事業計画ではない事業計画書、又は、未記載が大部分を占めている等の事業計画書、若しくは事業計画書テンプレートを購入された事業者様で事業計画書テンプレートの趣旨から大幅に離れた事業計画書については、審査項目を満たしているかの判断がつかず、添削結果も「公募要領に沿っていません」等の限定的なものとなり、それ以上の具体的判断は致しかねますので、予めご了承ください。
- 弊社が損害賠償責任を負う場合は、当添削サービスの対価として受領した額を賠償額の上限とします。
- 弊社に対し損害賠償請求をすることができる期間は、損害が発生してから1年以内、又は法令上の時効・除斥期間のうち、最も短期のものとし、
- 本注意事項は、弊社の判断により事業者様の承諾なく変更、改訂を行うことができるものとし、事業者様はこれを承諾するものと致します。